

# 障害者と障害福祉サービスの状況

# 1 身体障害者手帳の交付状況(令和5年3月末時点)

## ①身体障害者手帳とは

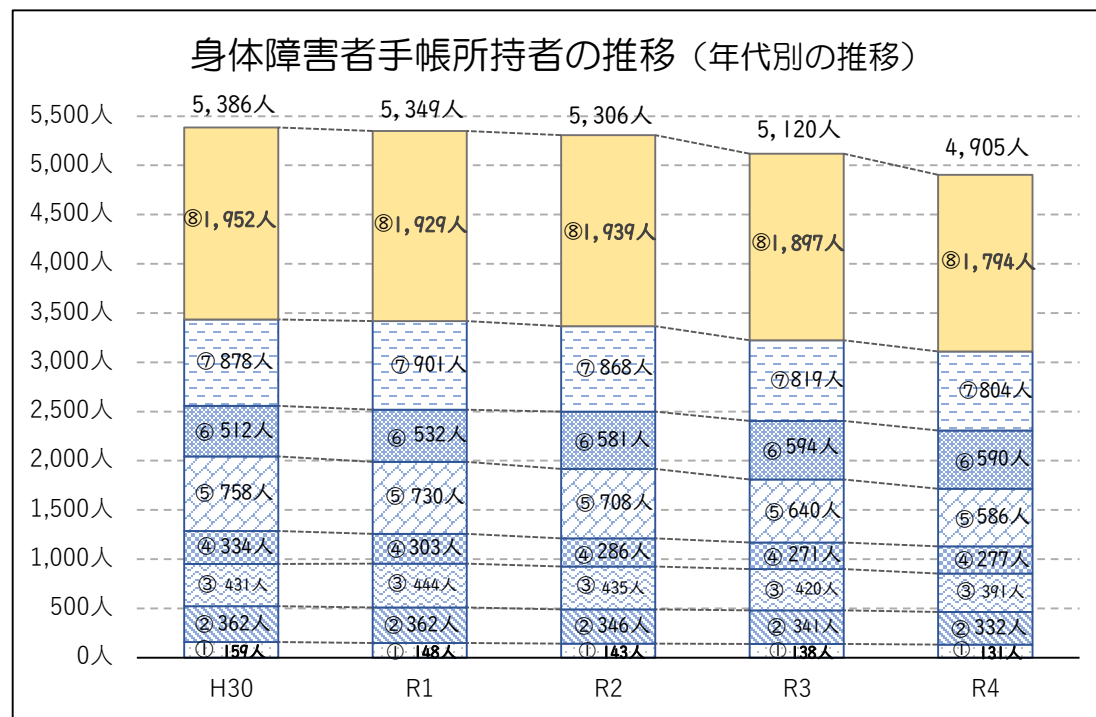
身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付され、重い方から順に1～6級までの6種類となっている。

## ②身体障害者手帳所持者の現状

手帳所持者は、H30～R4年度の間、全体数は減少傾向であり、死亡による手帳の返還は、H30年度433人、R1年度441人、R2年度396人、R3年度443人、R4年度451人となっている。

<年代別の身体障害者手帳所持者数とその割合>

	①0～30歳	②31～50歳	③51～60歳	④61～64歳	⑤65～70歳	⑥71～74歳	⑦75～80歳	⑧81歳以上	計
H30	159人 2.95%	362人 6.72%	431人 8.00%	334人 6.20%	758人 14.07%	512人 9.51%	878人 16.30%	1,952人 36.24%	5,386人 100%
R1	148人 2.77%	362人 6.77%	444人 8.30%	303人 5.66%	730人 13.65%	532人 9.95%	901人 16.84%	1,929人 36.06%	5,349人 100%
R2	143人 2.70%	346人 6.52%	435人 8.20%	286人 5.39%	708人 13.34%	581人 10.95%	868人 16.36%	1,939人 36.54%	5,306人 100%
R3	138人 2.70%	341人 6.66%	420人 8.20%	271人 5.29%	640人 12.50%	594人 11.60%	819人 16.00%	1,897人 37.05%	5,120人 100%
R4	131人 2.67%	332人 6.77%	391人 7.97%	277人 5.65%	586人 11.95%	590人 12.03%	804人 16.39%	1,794人 36.57%	4,905人 100%



<R4年度の年代別身体障害者手帳の新規取得者と喪失(転出含む)者数>

	①0～30歳	②31～50歳	③51～60歳	④61～64歳	⑤65～70歳	⑥71～74歳	⑦75～80歳	⑧81歳以上	計
新規取得	5人	14人	26人	19人	43人	40人	47人	85人	279人
喪失	9人	5人	13人	10人	32人	36人	62人	327人	494人

- 身体障害者手帳所持者の全体数は、H30の5,386人からR4には4,905人に481人減少し、多くは死亡による減少となっている。
- 身体障害者手帳所持者の65歳以上は全体の約76%以上、75歳以上は全体の約52%以上で推移している。
- 65歳以上で所持者が多い理由としては、1～2級に該当する場合に医療費助成が受けられることが要因と考えられる。
- 身体障害者手帳所持者の64歳以下の所持者は減少しており、50歳以下は全体の約9%で推移している。

# 2 療育手帳(知的)の交付状況(令和5年3月末時点)

## ①療育手帳とは

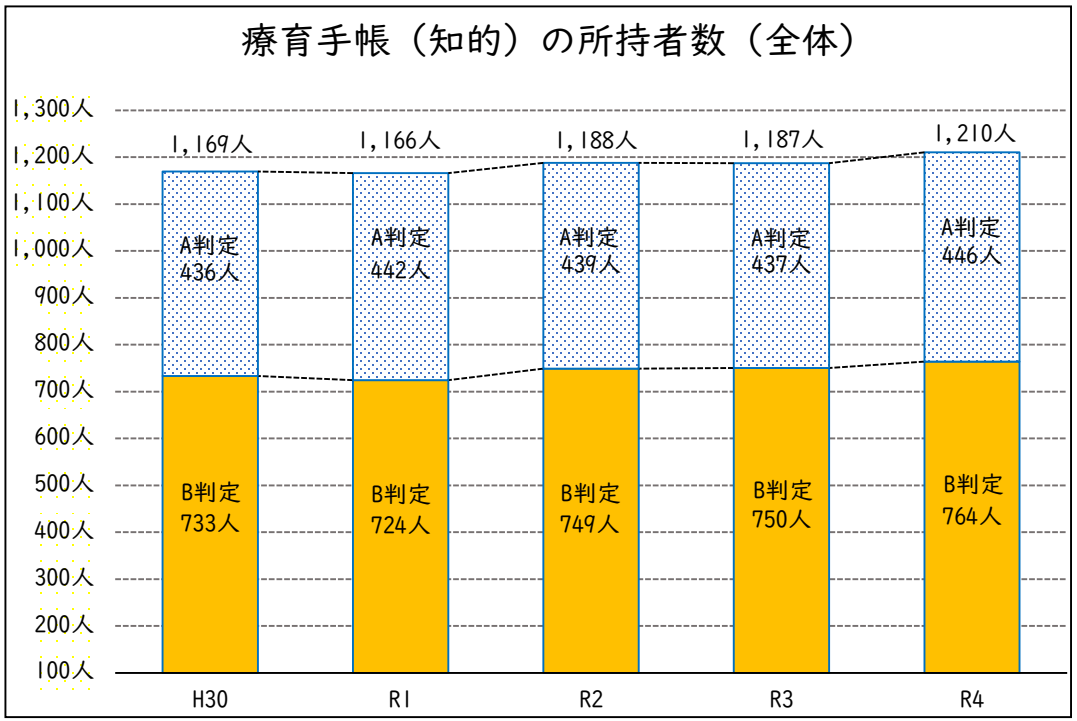
療育手帳は、児童相談所(18歳未満)又は知的障害者更生相談所(18歳以上)において、知的障害があると判定された方に交付される手帳等級は、A判定(重度障害)とB判定(中度障害)の2種類になっている。

## ②療育手帳所持者の現状

手帳所持者は、H30~R4年度の間、全体数は増加傾向であり、0~18歳での新規取得者は、H30年度22人、R1年度26人、R2年度28人、R3年度12人、R4年度19人となっており、手帳返還は死亡と転出を合わせて年間平均が15人と少ない。

<年代別の療育手帳所持者数>

	0~5歳	6~12歳	13~15歳	16~18歳	19~25歳	26~30歳	31~40歳	41~50歳	51~60歳	61~70歳	71歳以上	計
H30	19人	85人	50人	53人	166人	94人	179人	156人	138人	127人	102人	1,169人
R1	13人	87人	53人	54人	163人	94人	179人	160人	129人	128人	106人	1,166人
R2	14人	85人	58人	58人	157人	101人	180人	162人	133人	132人	108人	1,188人
R3	12人	77人	64人	55人	151人	111人	182人	159人	136人	128人	112人	1,187人
R4	8人	79人	56人	65人	157人	114人	188人	159人	142人	130人	112人	1,210人



<R4年度の年代別の療育手帳の新規取得者と喪失者(転出含む)数>

	0~5歳	6~12歳	13~15歳	16~18歳	19~25歳	26~30歳	31~40歳	41~50歳	51~60歳	61~70歳	計
新規取得	3人	9人	3人	4人	5人	1人	2人	0人	0人	1人	28人
喪失	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	3人	5人

「療育手帳の新規取得者数：平均19.75人(H30~R4年度)」

「療育手帳の喪失者数：平均15人(H30~R4年度)」

○療育手帳所持者の40歳以下が全体の約55%で推移している。  
 ○療育手帳所持者手帳の新規取得者全体のうち、18歳までの新規取得者の割合は、H30年度66%、R1年度81%、R2年度65%、R3年度63%、R4年度67%となっており、小学校入学前後、高校入学前後で取得している。

# 3 精神障害者保健福祉手帳の交付状況(令和5年3月末時点)

## ①精神障害者保健福祉手帳とは

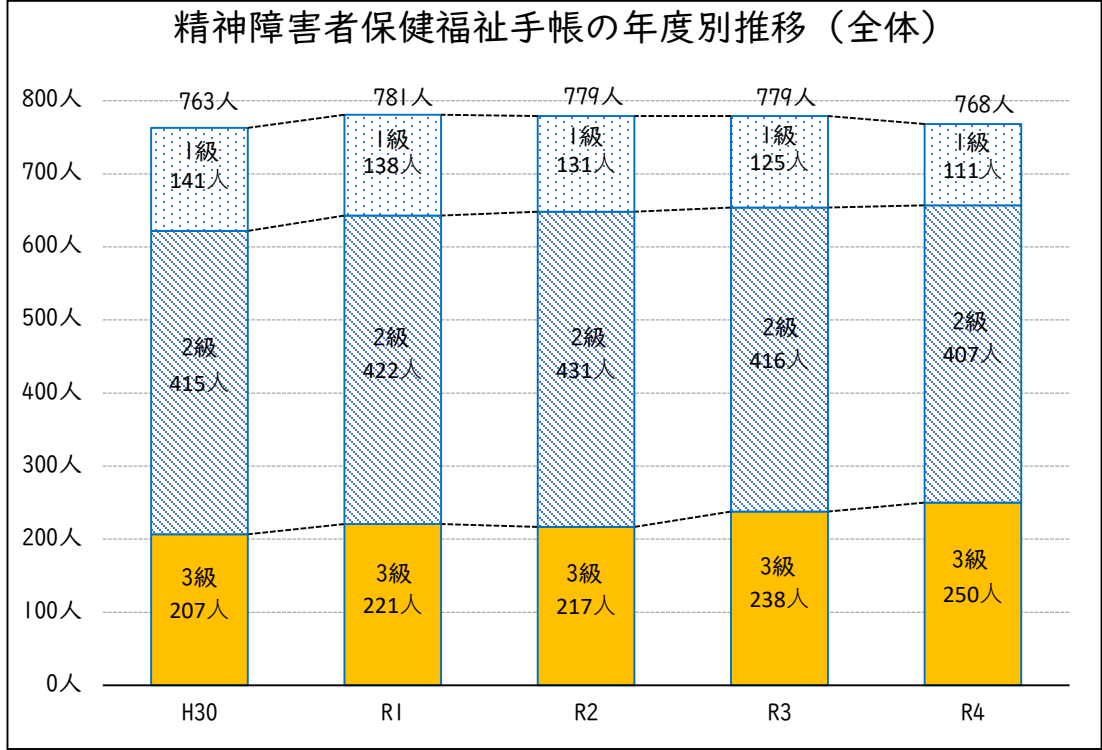
精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態（統合失調症、うつ病、発達障害など）にあると認定された方に交付され、重い方から順に1～3級までの3種類となっている。（1級:自立した日常生活を送ることが非常に困難 2級:日常生活に大きな支障があり、働くことが困難 3級:日常生活や社会生活に支障がある。）

## ②精神障害者保健福祉手帳所持者の現状

手帳所持者は、H30～R4年度の間、全体数は平均774人となっており、新規取得者は、H30年度62人、R1年度69人、R2年度45人、R3年度62人、R4年度44人となっており、手帳返還は死亡と転出を合わせて年間平均が約60人となっている。

### <年代別の精神障害者保健福祉手帳所持者数>

	0～18歳	19～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	65～70歳	71歳以上	計
H30	2人 0.26%	30人 3.93%	34人 4.46%	59人 7.73%	53人 6.95%	66人 8.65%	80人 10.48%	79人 10.35%	89人 11.67%	106人 13.90%	77人 10.09%	88人 11.53%	763人 100.00%
R1	2人 0.26%	31人 3.97%	35人 4.48%	54人 6.91%	59人 7.55%	62人 7.93%	89人 11.40%	91人 11.66%	80人 10.24%	106人 13.58%	84人 10.75%	88人 11.27%	781人 100.00%
R2	4人 0.51%	29人 3.72%	41人 5.26%	52人 6.68%	66人 8.47%	62人 7.95%	78人 10.01%	87人 11.18%	82人 10.53%	105人 13.48%	81人 10.39%	92人 11.82%	779人 100.00%
R3	4人 0.51%	36人 4.62%	35人 4.49%	50人 6.42%	73人 9.37%	65人 8.35%	85人 10.91%	82人 10.53%	89人 11.43%	80人 10.26%	85人 10.91%	95人 12.20%	779人 100.00%
R4	4人 0.52%	35人 4.56%	41人 5.34%	52人 6.77%	62人 8.07%	65人 8.46%	73人 9.51%	94人 12.24%	85人 11.07%	85人 11.07%	80人 10.41%	92人 11.98%	768人 100.00%



### <R4年度の年代別の精神障害者保健福祉手帳の新規取得者と喪失者(転出含む)数>

	0～18歳	19～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	65～70歳	71歳以上	計
新規取得	3人	5人	8人	4人	5人	3人	3人	5人	4人	2人	1人	1人	44人
喪失	3人	3人	1人	5人	6人	3人	2人	8人	8人	5人	4人	3人	51人

- 精神障害者保健福祉手帳の3級所持者が、H30年度の207人からR4年度には250人と43人（約20.7%）増加している。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者の41歳～65歳までの所持者が全体の50%超となっている。
- 障害者年金の申請に合わせて、精神障害者保健福祉手帳の申請を行う方が多い状況となっている。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者の31～50歳までの所持者は、全体の約33%を占めている。

# 4 自立支援医療（精神通院医療）の利用者状況（令和5年3月末時点）

## ① 自立支援医療（精神通院医療）とは

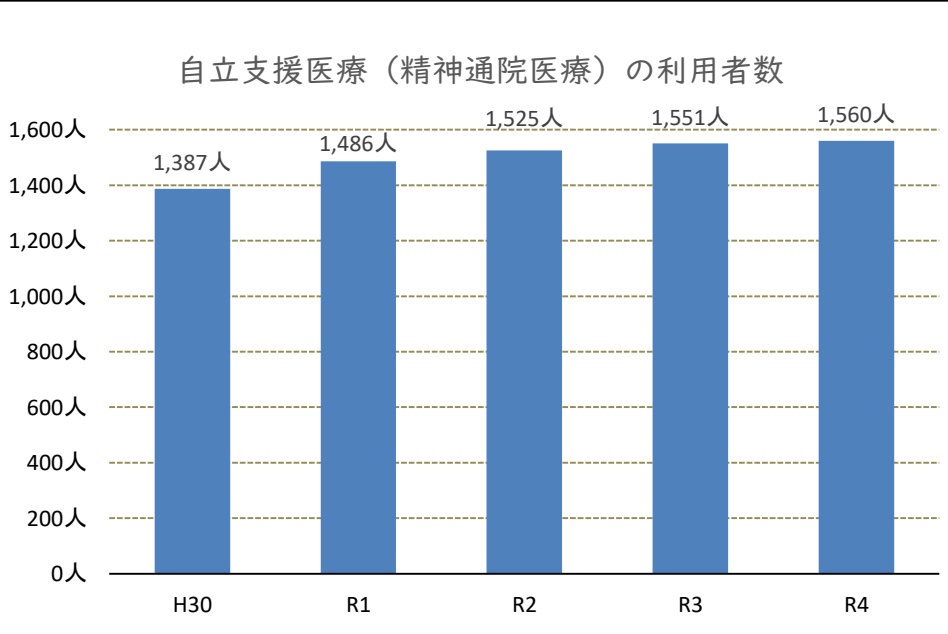
精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者（精神障害者保健福祉手帳の所持者以外も対象）

## ② 自立支援医療（精神通院医療）の現状

平成30年度から令和4年度までの5年間で173人利用者が増加している。

<年代別の自立支援医療（精神通院医療）利用者数（人）>

	0～18歳	19～20歳	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	55～60歳	61～65歳	65～70歳	75歳以上	計
H30	38	33	87	105	115	118	124	154	151	156	123	133	50	1,387人
R1	41	36	92	112	124	126	133	165	162	167	131	143	54	1,486人
R2	42	37	95	115	127	130	137	169	166	171	135	146	55	1,525人
R3	43	37	97	117	129	132	139	172	169	174	137	149	56	1,551人
R4	43	38	97	118	130	133	140	173	170	175	138	150	55	1,560人



「自立支援医療（精神通院医療）の新規利用者数：平均109.2人（H30～R4年度）」

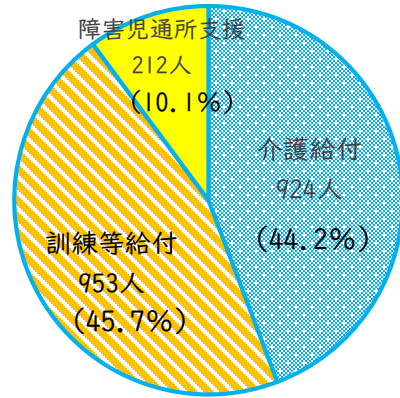
「自立支援医療（精神通院医療）の喪失者数：平均50.8人（H30～R4年度）」

- 自立支援医療（精神通院医療）は、36～60歳までの利用者が全体の50%超を占めている。
- 自立支援医療（精神通院医療）は、20代後半で利用者が増えていく傾向がある。

# 5 H30年度とR4年度の障害福祉サービスの利用者と給付費の比較

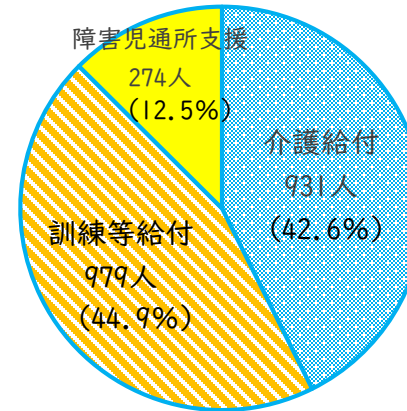
H30年度 障害福祉サービス利用者内訳

2,089人



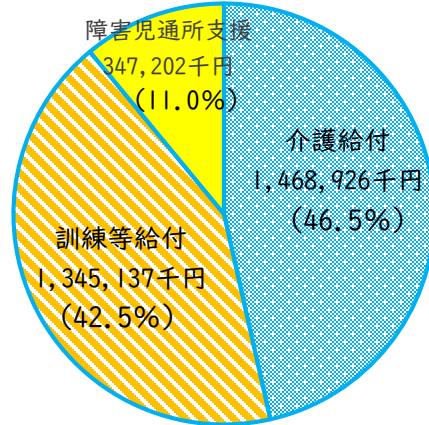
R4年度 障害福祉サービス利用者内訳

2,184人



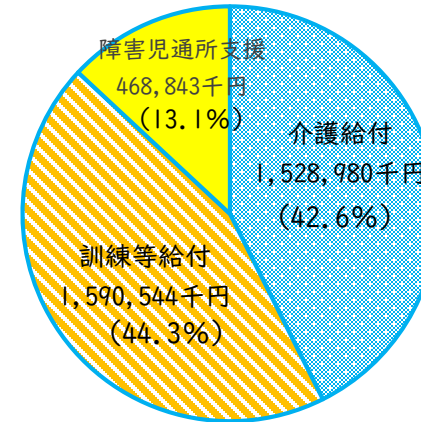
H30年度 障害福祉サービス給付費

3,161,265千円



R4年度 障害福祉サービス給付費

3,588,367千円



○サービスの利用形態は、障害の種別や程度で異なり、介護給付の利用者は、肢体不自由等により日常生活で介護を必要とする人、訓練等給付の利用者は、生活機能の維持・向上や就業のための訓練を必要とする人、障害児通所支援の利用者は、発達障害等により日常生活などで支援を必要とする18歳未満の子どもになる。

○肢体不自由等のある子どもの場合、介護給付と障害児通所支援のサービスを利用したり、介護給付と訓練給付のサービスを利用するなど複合して利用する場合もある。

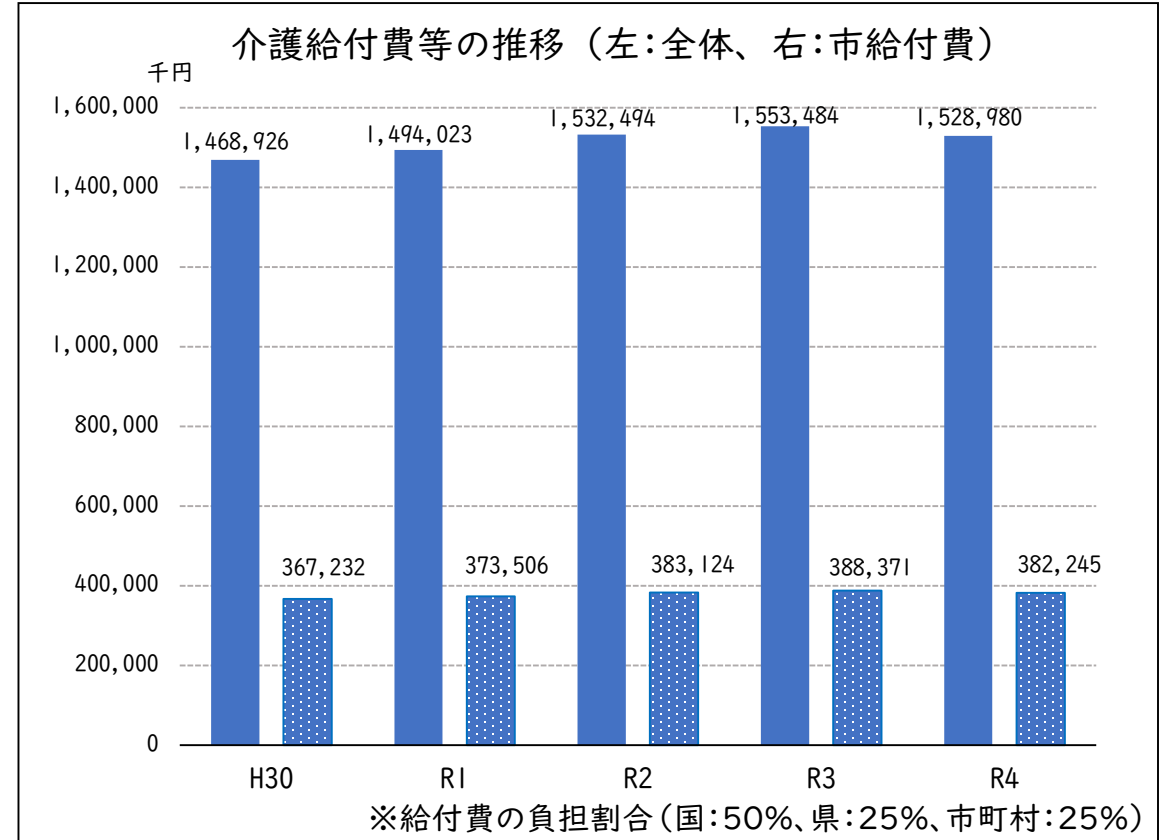
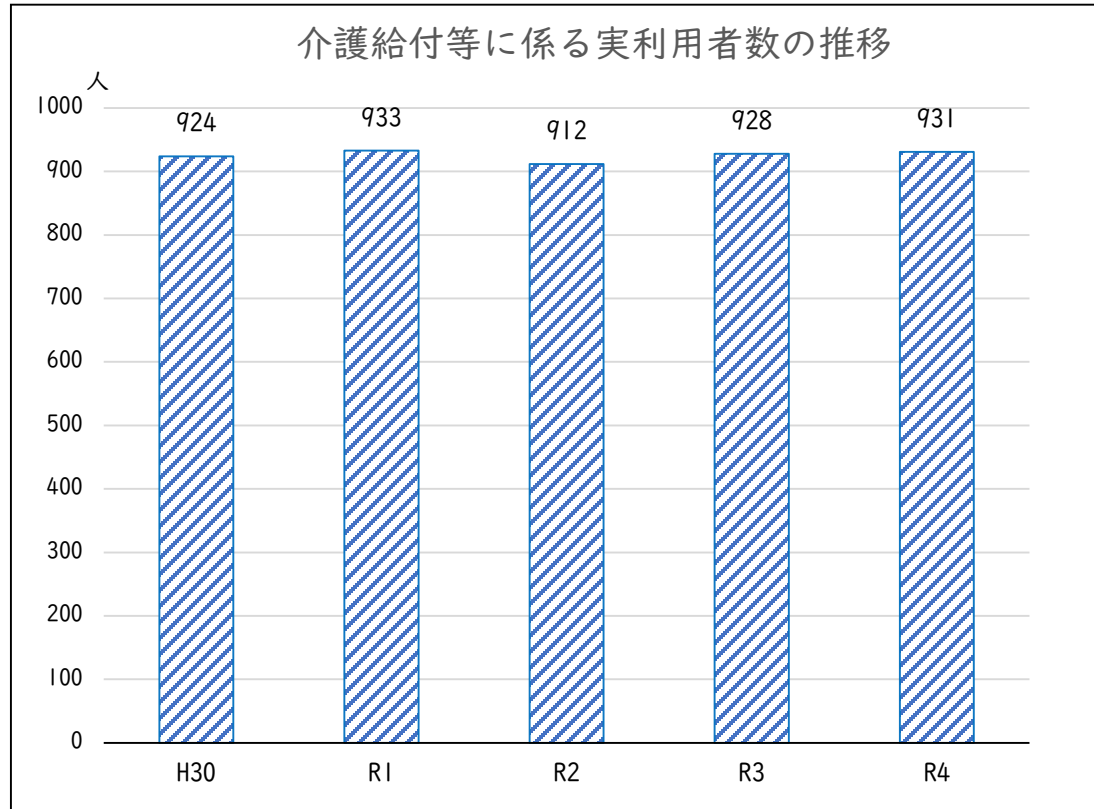
## 6 障害福祉サービスの給付等の現状（介護給付）

### ①介護給付とは

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で食事や入浴等の介助、外出時における移動支援などを行うサービス

### ②現状について

介護給付の各種サービスの5年間（H30～R4）の全体利用者は、平均926人、介護給付の全体給付費は、平均1,515,581千円（市給付費の平均378,896千円）となっている。



○介護給付のサービス利用者は、横ばいで推移しているが、給付費はH30年度の1,468,926千円からR4年度には1,528,980千円と60,054千円（約4%）増加している。

# 6 障害福祉サービスの給付等の状況（介護給付費のサービス毎の利用実人数と給付費）

上段：利用人数（人）  
 中段：1人あたりの年間の平均利用時間・日数  
 下段：給付費（千円）

「介護給付の各種サービスと内容」

サービス名	サービス内容	市内事業所数 H29.8月	市内事業所数 R5.3月
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	20	21
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的・精神障害者で行動障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴や食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行う	13	19
同行援護	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	4	2
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	0 (市外4病院)	0 (市外4病院)
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	17	19
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	11	11
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	4	4
計画相談支援	障害福祉サービスの利用計画の作成、利用の連絡調整を行い、作成された計画が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）を実施し、必要に応じて見直しを行う。	8	8
地域移行支援	施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動の相談その他の必要な支援を行う。	4	5
地域定着支援	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、相談その他の必要な支援を行う。	4	5

「介護給付のサービス毎の利用者数と給付費」

	H30	R1	R2	R3	R4
居宅介護	209人	207人	204人	199人	203人
	159時間/人	161時間/人	147時間/人	143時間/人	135時間/人
	149,832千円	148,953千円	140,495千円	131,300千円	127,139千円
重度訪問介護	7人	7人	6人	6人	6人
	482時間/人	435時間/人	416時間/人	414時間/人	422時間/人
	7,834千円	7,094千円	5,741千円	5,774千円	5,989千円
同行援護	3人	4人	4人	4人	7人
	32時間/人	32時間/人	39時間/人	52時間/人	31時間/人
	247千円	465千円	589千円	755千円	844千円
療養介護	24人	23人	24人	22人	22人
	342日/人	361日/人	339日/人	363日/人	355日/人
	67,178千円	68,099千円	66,906千円	66,787千円	65,272千円
生活介護	370人	374人	371人	382人	380人
	212日/人	212日/人	219日/人	219日/人	213日/人
	846,250千円	861,836千円	894,494千円	906,305千円	893,060千円
短期入所	126人	151人	130人	138人	148人
	42日/人	43日/人	43日/人	46日/人	40日/人
	39,431千円	48,598千円	52,743千円	50,244千円	45,735千円
施設入所支援	237人	228人	216人	223人	218人
	333日/人	340日/人	347日/人	340日/人	337日/人
	314,000千円	305,466千円	307,808千円	324,193千円	325,067千円
計画相談支援	1,310人	1,309人	1,297人	1,311人	1,320人
	-	-	-	-	-
	42,326千円	51,145千円	60,803千円	66,697千円	64,933千円
地域移行支援	1人	3人	3人	0人	2人
	3日/人	1日/人	1日/人	-	1日/人
	226千円	105千円	154千円	0千円	82千円
地域定着支援	6人	6人	8人	10人	8人
	42日/人	59日/人	54日/人	23日/人	20日/人
	1,602千円	2,262千円	2,761千円	1,429千円	859千円
利用者数（相談支援除く）計	983人	1,003人	966人	984人	994人
給付費 計	1,468,926千円	1,494,023千円	1,532,494千円	1,553,484千円	1,528,980千円

○自宅での支援サービスである居宅介護は減少しており、自宅外での支援サービスである短期入所と生活介護（通所系サービス）は、利用者・給付費ともに増加している。  
 ○計画相談支援は、H30年度の1人あたり約32,309円からR4年度には1人あたり約49,191円となっており、H30年度の報酬改定による各種の加算の新設、R3年度の報酬改定でサービス利用支援費の増額がその要因となっている。



# 6 障害福祉サービスの給付等の状況 (R4年度 介護給付での障害支援区分ごと1人あたりの月平均給付費と各区分の人数)

上段:1人あたりの月平均給付費(円)  
下段:人数

サービス名	サービス内容	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	189,426円 (25人)	82,698円 (13人)	35,595円 (31人)	23,663円 (64人)	18,937円 (66人)	13,218単位 (4人)
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的・精神障害者で行動障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴や食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行う	83,184円 (6人)	—	—	—	—	—
同行援護	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	—	—	193円 (1人)	8,540円 (6人)	—	—
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	55,373円 (29人)	26,419円 (20人)	18,767円 (42人)	12,371円 (35人)	12,230円 (20人)	5,667円 (2人)
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	268,008円 (133人)	184,890円 (93人)	118,522円 (92人)	90,202円 (49人)	87,851円 (13人)	—
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	247,242円 (22人)	—	—	—	—	—
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	140,351円 (81人)	114,328円 (64人)	92,064円 (51人)	82,107円 (21人)	35,588円 (1人)	—

○生活介護の1人あたりの月平均給付費(円)は、施設入所の1人あたりの月平均給付費(円)よりも高くなっている。  
○居宅介護の区分6における1人あたりの月平均給付費(円)は、施設入所の区分6における1人あたりの月平均給付費(円)よりも高くなっている。

# 6 障害福祉サービスの給付等の状況（施設入所支援と共同生活援助（グループホーム）の利用者状況）

## ①施設入所支援の利用者状況（R4年度）

	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～75歳	76～80歳	81～85歳	86～90歳	小計
区分3	0	2	1	0	0	1	3	2	3	2	0	1	1	1	17
区分4	0	2	4	5	4	2	9	10	3	3	4	2	2	1	51
区分5	0	3	3	7	3	7	5	10	9	9	2	2	1	0	61
区分6	4	1	3	3	8	10	8	7	16	12	10	5	1	1	89
小計	4	8	11	15	15	20	25	29	31	26	16	10	5	3	218

## ②共同生活援助（グループホーム）の利用者状況（R4年度）

	18～20歳	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～75歳	76～80歳	81～85歳	86～90歳	小計
区分なし	3	2	0	3	6	4	8	12	14	10	9	2	1	0	0	74
区分1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
区分2	1	2	1	3	2	3	5	6	5	12	7	1	1	1	0	50
区分3	1	2	0	0	3	3	4	2	3	8	5	4	2	0	0	37
区分4	1	0	0	1	1	3	5	3	10	8	10	3	5	0	0	50
区分5	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	3	1	1	1	0	18
区分6	0	0	0	1	0	0	3	1	0	0	3	3	0	0	1	12
小計	6	6	1	8	12	13	25	31	34	42	37	14	10	2	1	242

○施設入所支援は、65歳までが利用者全体の70%超となっており、66歳以降では介護保険施設への移行、長期入院や死亡により減少している。

○共同生活援助（グループホーム）は、区分1～6の利用者が168人となっている。

## 6 障害福祉サービスの給付等の状況（訓練等給付）

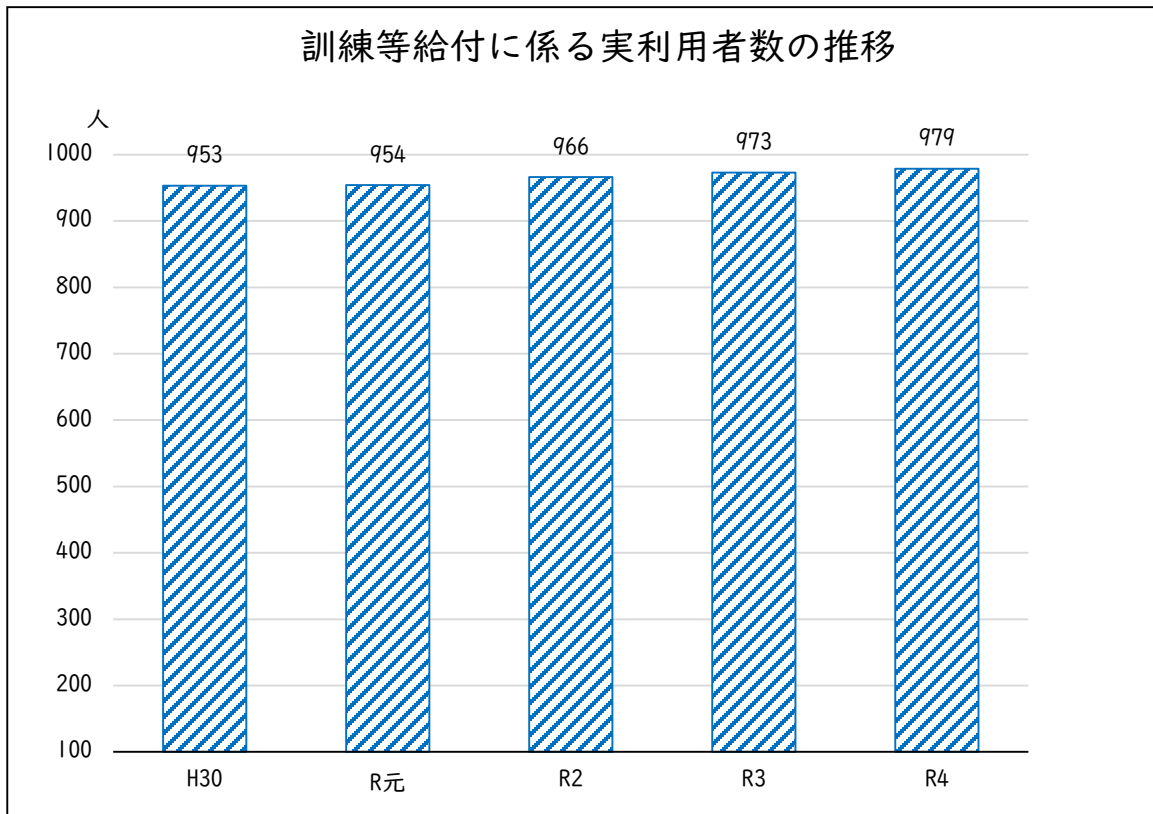
### ①訓練等給付とは

生活機能の維持・向上のための訓練の支援を行うサービス

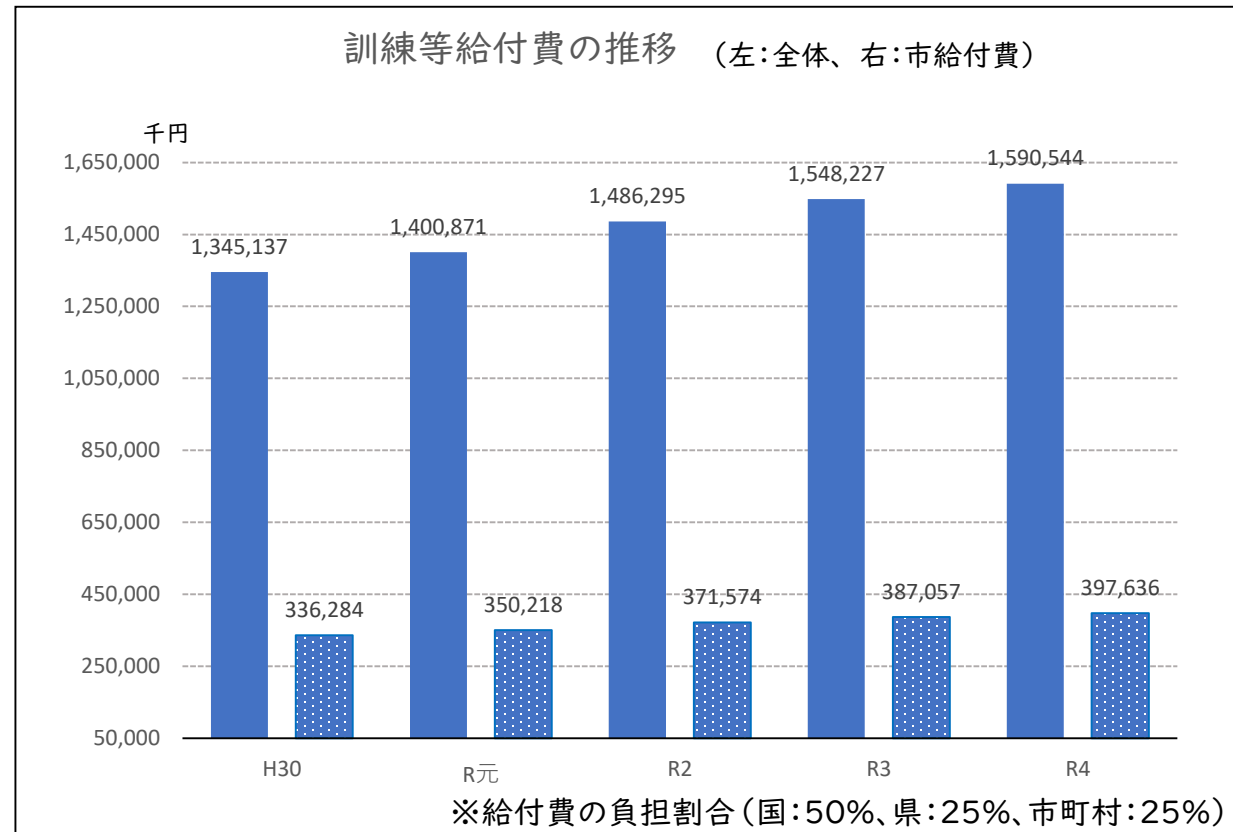
### ②現状について

訓練等給付の各種サービスの5年間（H30～R4）の全体利用者は、平均965人、訓練等給付の全体給付費は、平均1,474,215千円（市給付費の平均368,554千円）となっている。

訓練等給付に係る実利用者数の推移



訓練等給付費の推移（左:全体、右:市給付費）



○訓練等給付のサービス利用者はH30年度の953人からR4年度には979人と28人（約2.7%）増加している。

# 6 障害福祉サービスの給付等の状況（訓練等給付のサービス毎の利用実人数と給付費）

「訓練等給付の各種サービスと内容」

サービス名	サービス内容	市内事業所数 H29.8月	市内事業所数 R5.3月
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う	外部 3 包括 32	外部 3 包括 33
宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う	0	0 (市外事業所)
自立訓練 (生活訓練)		11	6
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	6	3
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	4	4
就労継続支援 (B型)		29	31
就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援等を利用し、一般就労した障害者の就労継続を図るための支援を行う	0	2

「訓練等給付のサービス毎の利用者数と給付費」

上段:利用人数(人)  
中段:1人あたりの年間の平均利用時間・日数  
下段:給付費(千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
共同生活援助	233人	224人	230人	241人	242人
	297日/人	315日/人	324日/人	320日/人	319日/人
	257,892千円	265,635千円	308,567千円	323,622千円	341,741千円
宿泊型自立訓練	4人	4人	2人	1人	2人
	317日/人	158日/人	96日/人	256日/人	82日/人
	4,683千円	2,180千円	786千円	1,277千円	806千円
自立訓練(生活訓練)	88人	86人	68人	85人	68人
	123日/人	107日/人	118日/人	125日/人	139日/人
	85,614千円	75,110千円	65,783千円	83,717千円	77,189千円
就労移行支援	60人	61人	45人	44人	39人
	108日/人	96日/人	133日/人	97日/人	116日/人
	48,374千円	50,719千円	59,177千円	41,042千円	43,478千円
就労継続支援A型	80人	96人	114人	116人	98人
	210日/人	200日/人	205日/人	200日/人	196日/人
	104,278千円	134,804千円	159,713千円	191,629千円	167,989千円
就労継続支援B型	637人	633人	625人	637人	657人
	191日/人	194日/人	196日/人	195日/人	199日/人
	843,161千円	869,265千円	889,489千円	904,081千円	956,493千円
就労定着支援	6人	11人	10人	10人	8人
	6日/人	8日/人	8日/人	8日/人	10日/人
	1,135千円	3,158千円	2,780千円	2,859千円	2,848千円
利用者数(相談支援除く)計	1,108人	1,115人	1,094人	1,134人	1,114人
給付費計	1,345,137千円	1,400,871千円	1,486,295千円	1,548,227千円	1,590,544千円

○自立訓練、就労移行支援の事業所が減少し、就労継続支援B型の事業所が増加している。  
 ○共同生活援助(グループホーム)と就労継続支援B型の利用者数、給付費が増えており、訓練等給付全体の増加要因となっている。  
 ○就労継続支援B型の利用者として1人あたりの平均利用日数が増えており、就労移行支援の利用者が減少していることから、一般就労につなげる対象者が減少している。

# 6 障害福祉サービスの給付等の状況（工賃の状況と一般就労への移行者数）

## ①就労継続支援B型のサービス

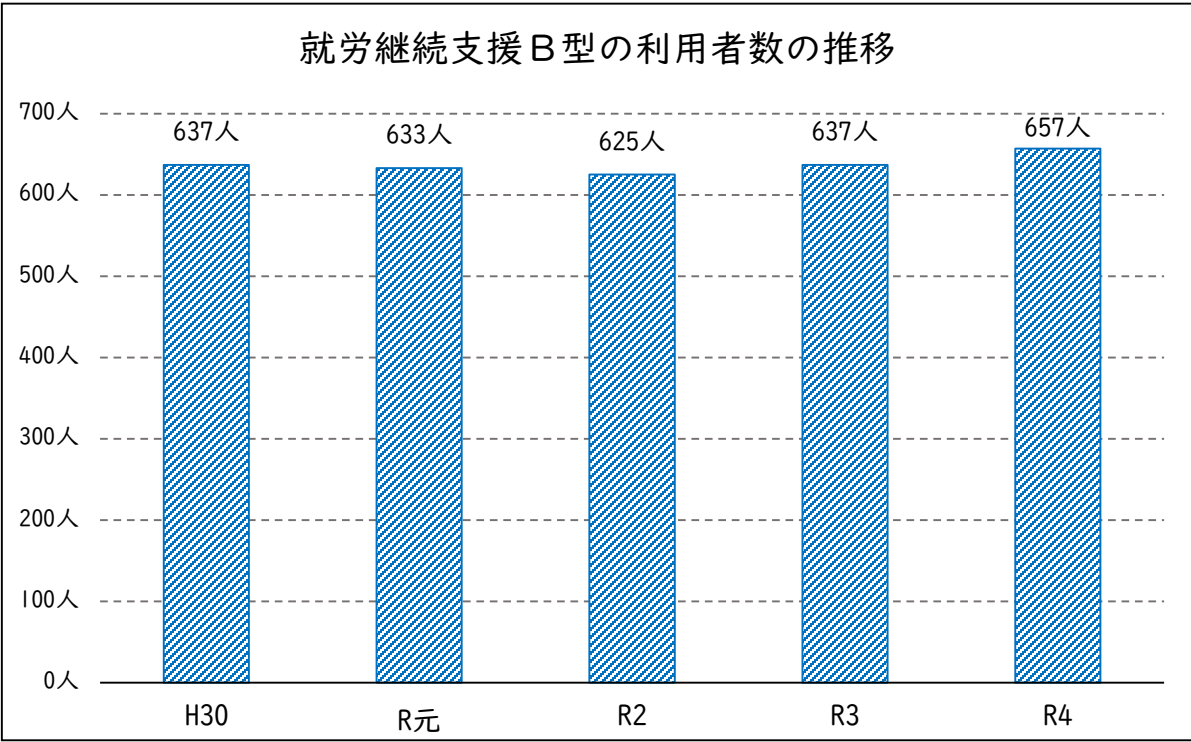
就労継続支援B型のサービスを利用している利用者は、R4年度657人となっており、H30年度の637人から20人増加している。

## ②就労継続支援B型の平均工賃

R3年度の山形県の平均工賃月額、12,943円（全国平均16,507円）、庄内地域の平均工賃月額は、11,190円となっている。

## ③訓練等給付のサービス利用者から一般就労への移行者

R3年度中の訓練等給付のサービス利用者から一般就労への移行数は11人、R4年度中の訓練等給付のサービス利用者から一般就労への移行数は16人となっている。

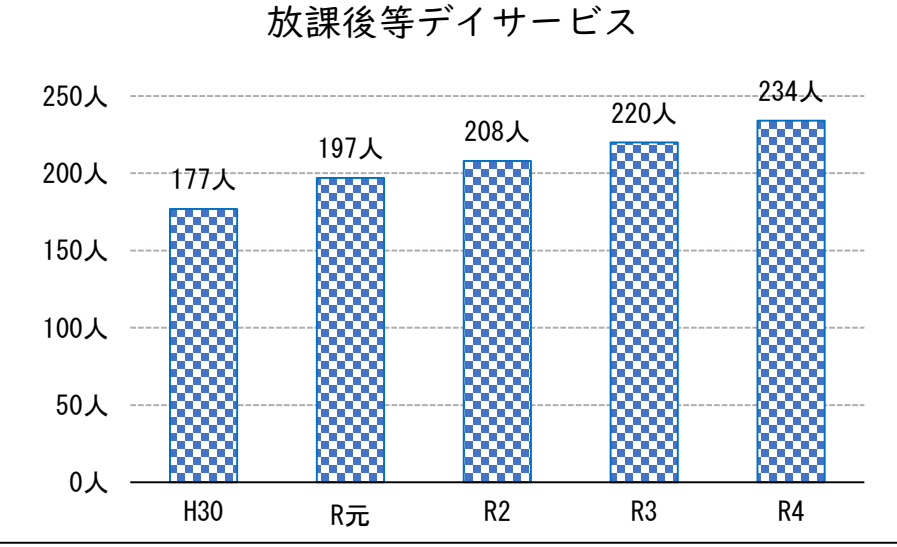
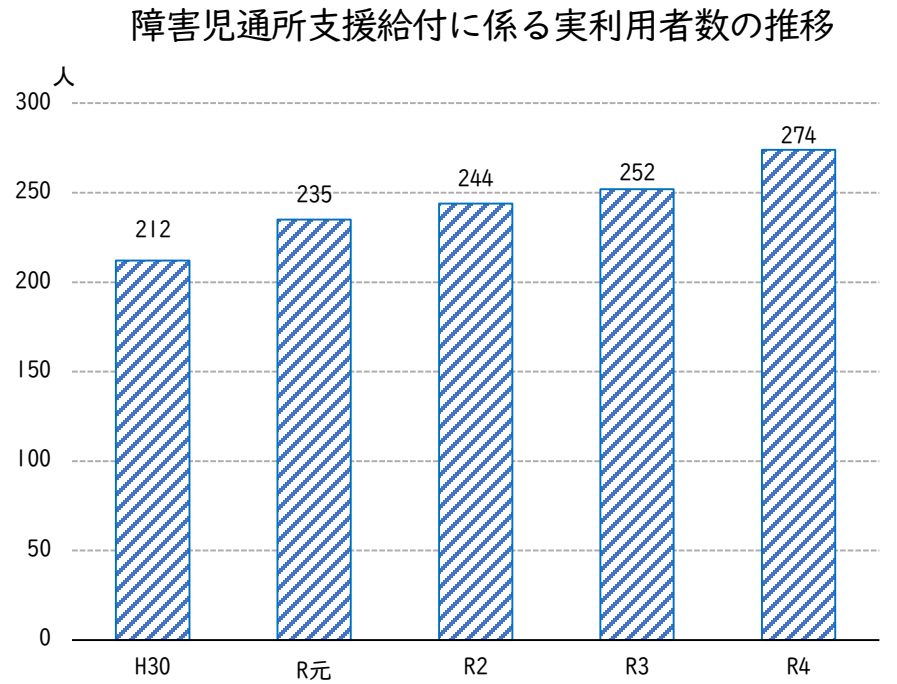
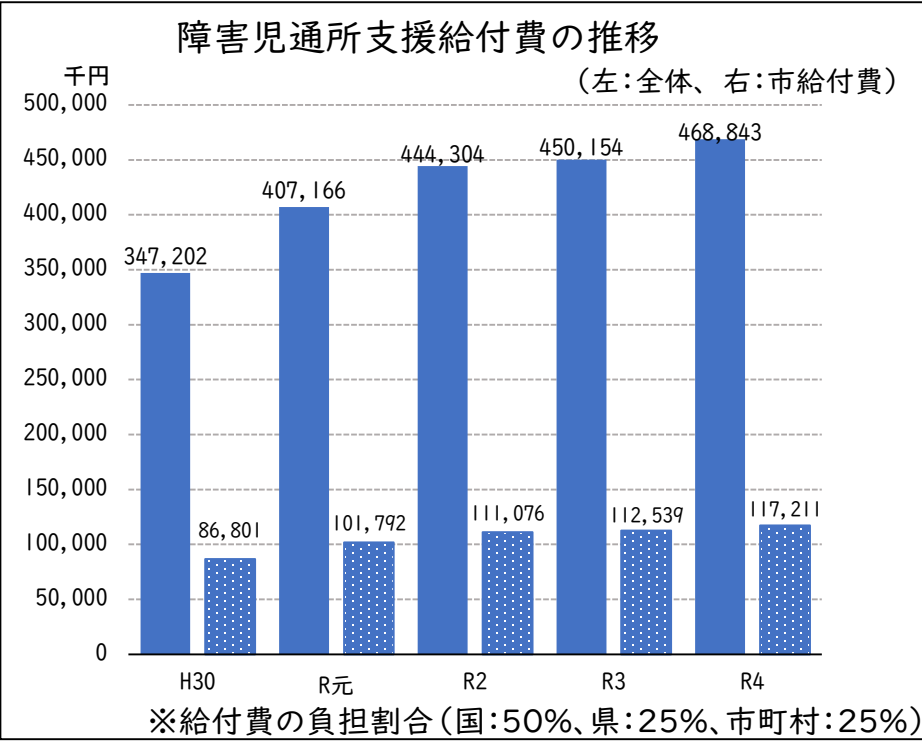


○就労継続支援B型の利用者は増えているが、工賃月額是全国と山形県の平均工賃月額を下回っている。  
○一般就労への移行者は、訓練等給付全体の実利用者数の2%未満となっている。

# 6 障害福祉サービスの給付等の状況（障害児通所支援）

①障害児通所支援とは  
障害児を療育する通所サービス

②現状について  
障害児通所支援の各種サービスのH30～R4の全体利用者の平均は244人、全体給付費の平均は423,534千円（市給付費の平均105,334千円）となっている。



○障害児通所支援では、放課後等デイサービスの利用者数が増加しており、R4年度で234人とH30年度の177人から57人（約32%）増加している。

# 6 障害福祉サービスの給付等の状況（障害児通所支援のサービス毎の利用実人数と給付費）

上段:利用人数(人)  
 中段:1人あたりの年間の平均利用時間・日数  
 下段:給付費(千円)

「障害児通所支援の各種サービスと内容」

「障害児通所支援のサービス毎の利用者数と給付費」

サービス名	サービス内容	市内事業 所数 H29.8月	市内事業 所数 R5.3月
児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う	5	5
医療型 児童発達支援	未就学の障害児（上肢・下肢または体幹の機能に障害のある児童）に児童発達支援及び治療を行う	0	0
放課後等 デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う	10	12
保育所等 訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う（保育所・幼稚園・小学校・支援学校等）	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により通所サービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児の許可を訪問し、必要な支援を行う	0	1
障害児 相談支援	障害児通所支援等を利用する障害児に対して、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成、一定期間ごとにモニタリングを行う	4	4

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	35人 110日/人 50,235千円	38人 118日/人 59,080千円	36人 113日/人 56,007千円	32人 110日/人 59,722千円	38人 98日/人 62,095千円
放課後等デイサービス	177人 166日/人 288,183千円	197人 166日/人 337,269千円	208人 171日/人 374,909千円	220人 165日/人 374,248千円	234人 155日/人 389,687千円
保育所等訪問支援	0人 - 0千円	0人 - 0千円	0人 - 0千円	0人 - 0千円	1人 1日/人 19千円
居宅訪問型児童発達支援	0人 - 0千円	0人 - 0千円	0人 - 0千円	0人 - 0千円	1人 17日/人 291千円
障害児相談支援	212人 - 8,784千円	235人 - 10,817千円	244人 - 13,388千円	252人 - 16,184千円	274人 - 16,751千円
利用者数（相談支援除く）計	212人	235人	244人	252人	274人
給付費 計	347,202千円	407,166千円	444,304千円	450,154千円	468,843千円

○児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援の利用者は増加している。  
 ○保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援のサービス事業所が令和4年度に開設して、サービス提供を行っている。  
 ○障害児相談支援は、H30年度の1人あたり約41,433円からR4年度には1人あたり約61,135円となっており、H30年度の報酬改定による各種の加算の新設、R3年度の報酬改定でサービス利用支援費の増額がその要因となっている。

# 7 医療的ケア児の現状と課題

## ①医療的ケア児の現状

・本市は、H30年度の7人からR5年度には20名となっており、全国的にも増加傾向となっている。

〈県内の状況(R4.9.1時点)〉

- 庄内地域：39名
- 最上地域：8名
- 村山地域：87名
- 置賜地域：31名（県内全体165名）

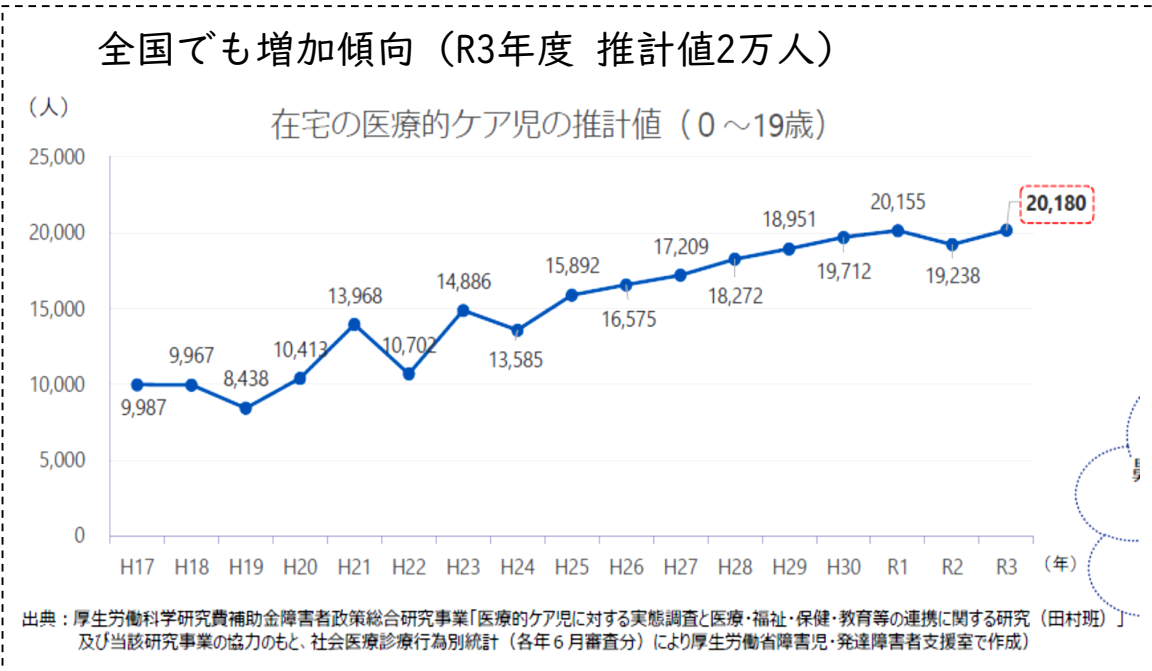
## ②医療的ケア児に関する課題

(1) 医療的ケア児を看護する保護者の負担が大きい

- 〈主な保護者負担〉
- ・看護する保護者の平均睡眠時間は5.4時間
- ・土・日などの休日でも子の看護（胃ろう、たん吸引、人工呼吸器等）が必要
- ・看護する多くの保護者(母親)は子の看護のために就労できない

(2) 市内での医療的ケア児の受け入れ先が少ない

- 〈市内の事業所の状況〉
- ・市内にショートステイの事業所がない
- ・通所事業所が5か所



○医療的ケア児の保護者支援と医療的ケア児の受け入れ先の充実などの支援が必要となっている。



## 「身体障害者手帳所持者の障害の種類と障害の等級ごとの内訳表」

	H30年度						R元年度						R2年度					
	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	計	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	計	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	計
1級	120	9	4	620	944	1,697	117	7	3	591	962	1,680	119	7	4	588	962	1,680
2級	123	89	7	568	7	794	120	91	6	543	8	768	119	92	5	515	10	741
3級	19	81	40	518	133	791	19	81	38	504	142	784	16	79	35	495	173	798
4級	13	120	47	710	347	1,237	10	150	47	684	379	1,270	12	155	45	660	373	1,245
5級	26	2	-	426	-	454	28	2	-	407	-	437	31	2	-	396	-	429
6級	18	226	-	169	-	413	17	222	-	171	-	410	16	228	-	169	-	413
計	319	527	98	3,011	1,431	5,386	311	553	94	2,900	1,491	5,349	313	563	89	2,823	1,518	5,306

	R3年度						R4年度					
	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	計	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	計
1級	114	7	4	563	951	1,639	111	8	2	517	913	1,551
2級	110	86	6	490	12	704	104	84	6	451	13	658
3級	15	85	30	480	157	767	18	80	31	424	196	749
4級	12	185	44	635	328	1,204	11	192	43	577	355	1,178
5級	28	0	-	380	-	408	24	0	-	385	-	409
6級	16	221	-	161	-	398	12	198	-	150	-	360
計	295	584	84	2,709	1,448	5,120	280	562	82	2,504	1,477	4,905

# 「就労訓練系サービスの利用者数と延利用日数の推移」

【参考資料②】

## 就労継続支援（A型）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数	80人	96人	114人	116人	98人
延利用日数	16,779日	19,182日	23,336日	23,599日	19,180日

## 就労継続支援（B型）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数	637人	633人	625人	637人	657人
延利用日数	121,541日	122,992日	122,448日	127,228日	130,689日

## 就労定着支援

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数	6人	11人	10人	10人	8人
延利用日数	33日	93日	78日	79日	82日

## 就労移行支援

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数	60人	61人	45人	44人	39人
延利用日数	6,462日	5,863日	5,965日	4,811日	4,529日